

平成 23 年 6 月 6 日

後期高齢者医療保険料の算定誤りについて

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

電話 (083) 921-7112

後期高齢者医療保険料の算定において、均等割額を計算するための控除額が誤っていた結果、保険料額を過小に算定し、誤って賦課した事例が判明しましたので、下記のとおりお知らせします。

保険料額が変更（増額）となった被保険者の皆様には、個別に事情説明及び謝罪をさせていただきます。また、納付についても御理解と御協力をお願いいたします。御迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんでした。

記

1 内 容

当広域連合において保険料の算定時に、均等割額を計算する際の控除額を過大に算入したため、平成 20 年度から平成 22 年度までの保険料額を過小に算定していました。

2 原 因

保険料を算定するための所得データは各市町で作成していますが、純損失の繰越控除額の設定について、複数の市町から「本年分から差し引く純損失額」ではなく「前年より繰り越している純損失額」のデータが送られていました。当広域連合は、作成方法が異なったデータが送付される可能性を十分認識しておらず、また、市町で作成された所得データのうち、繰越純損失額について、当広域連合でのチェックが十分ではありませんでした。

これにより、均等割額を計算する際の所得が過小に計算され、結果として保険料額を過小に算定していました。

3 算定が誤っていた被保険者数 下関市及び柳井市 計 54 人

4 保険料影響額 計 1,747,526 円 (1 人当たり平均 32,361 円)

5 再発防止策

県内全市町に対して、データ作成方法の再確認を行いました。

また、当広域連合において、不適切なデータを抽出する電算プログラムを作成し、保険料算定前にチェックを行うこととしました。